

## 平成 30 年度診療報酬改定に係る歯科診療行為マスターの変更について

## 1 マスターファイルの変更点

現時点におけるマスターファイルの変更点は次のとおりです。

項番	項目名	内容	備考
3	診療行為コード	新設、廃止及び変更	内訳は公表マスターの項番1「変更区分」を参照。 3:新規 5:変更 9:廃止
19	病院・診療所区分	変更なし	2月20日の説明会において「変更する」としていたことについては、留意事項通知A400(2)より、「変更しない」こととする。
24	医薬品関連区分	設定値の変更 1:麻薬加算、毒薬加算、覚せい剤加算、向精神薬加算、麻薬注射加算	平成30年度診療報酬改定との関連なし。
33	包括逡減区分	設定値の追加 110:気管支カテーテル気管支肺胞洗浄検査	医科点数表D302-2「気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査」の新設より追加する。
36 ～ 45	施設基準①～⑩	今回の公表では未対応	後日更新予定
60	予備2 悪性腫瘍病理組織標本加算	項目の変更 (予備→悪性腫瘍病理組織標本加算) モード:英数 最大バイト:1 項目形式:固定  〈基本項目、合成項目、準用項目〉 0:悪性腫瘍病理組織標本加算を算定できない診療行為 1:悪性腫瘍病理組織標本加算を算定可能な診療行為  〈加算項目、通則加算項目〉 0:悪性腫瘍病理組織標本加算以外の診療行為 1:悪性腫瘍病理組織標本加算自体	0000「口腔病理診断料」注5「悪性腫瘍病理組織標本加算」の対象診療行為(手術)識別するために設定する。

## 2 歯科診療行為コード設定の留意点

下記のコードについては、算定要件により細分化してコードを設定していますので、特にご留意ください。

コード	省略名称	留意点
303000110	訪問診療1(診療所)	C000「歯科訪問診療料」注4より20分未満のコードが必要であることからコードを細分化
303008750	訪問診療1(診療所)(20分未満)	
303006550	訪問診療1(病院)	
303008850	訪問診療1(病院)(20分未満)	
303000210	訪問診療2(診療所)	
303008950	訪問診療2(診療所)(20分未満)	
303006650	訪問診療2(病院)	
303009050	訪問診療2(病院)(20分未満)	
303004610	訪問診療3(診療所)	
303009150	訪問診療3(診療所)(20分未満)	
303006750	訪問診療3(病院)	
303009250	訪問診療3(病院)(20分未満)	

### 3 歯科診療行為コードの経過措置

告示により経過措置が設けられている診療行為については、適用時期に合わせてコードの新設、廃止又は変更を行います。

※ 今後、厚生労働省から発出される通知等によっては、変更が生じる場合があります。

告示	区分				適用年月日	
					開始	終了
第3章1	A000	初診料	1	歯科初診料 234点		平成30年9月30日
第3章1	A000	初診料	注9	歯科外来診療環境体制加算 25点		平成30年9月30日
第3章1	A002	再診料	1	歯科再診料 45点		平成30年9月30日
第3章1	A002	再診料	注8	再診時歯科外来診療環境体制加算 5点		平成30年9月30日
第3章2	A000	初診料	注1	1については、保険医療機関において初診を行った場合に算定する。		平成30年9月30日
第3章2	A002	再診料	注1	1については、保険医療機関において再診を行った場合に算定する。		平成30年9月30日
第3章3	C000	歯科訪問診療料	注13	イ 初診時 234点 ロ 再診時 45点		平成30年9月30日
第3章4	C000	歯科訪問診療料	注14	区分番号A000に掲げる初診料の注1又は注2に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行っていない保険医療機関については、1から3まで又は注13に規定するそれぞれの所定点数から10点を減算する。	平成30年9月30日 までは適用しない。	
第3章5	H000	脳血管疾患等リハビリテーション料	注4	イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)(1単位) ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)(1単位) ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)(1単位)		平成31年3月31日
第3章5	H000	脳血管疾患等リハビリテーション料	注5	注4の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関が、入院中の患者以外の患者(要介護被保険者等に限る。)に対して注4に規定するリハビリテーションを行った場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。		平成31年3月31日

告示	区分			適用年月日	
				開始	終了
第3章5	H000-3	廃用症候群リハビリテーション料	注4	イ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(1単位) ロ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)(1単位) ハ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)(1単位)	平成 31 年 3 月 31 日
第3章5	H000-3	廃用症候群リハビリテーション料	注5	注4の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関が、入院中の患者以外の患者(要介護被保険者等に限る。)に対して注4に規定するリハビリテーションを行った場合には、所定点数の 100 分の 80 に相当する点数により算定する。	平成 31 年 3 月 31 日